





**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

断面円形、角形等のパイプ材、棒材の継ぎ手については、用途が建築用あるいは建築用を含む多用途であっても、D9 - 162家具等構成部材相互連結具に分類する。  
 天井野縁受けつり具、さお縁つり具は、L4 - 55に分類する。  
 柱の支持具はここに含むが、その他の床構造材を支持、固定するものについては、L4 - 57に分類する。

**分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）**

筋交い、火打ち、方立て等の構造材用補強部材のうち、シンプルな断面形状(例えば四角形、L字型、コ字型等)を有する棒状部材についてはL7 - 11を付与し、それ以外の棒状ではない構造材用補強部材についてはL4 - 510を付与する。

過去に分類した物品の名称	